

## 第4回福井地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成17年6月2日（木）午後1時15分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

福井地方・家庭裁判所第1会議室（意見交換会等）及び2号法廷（法廷傍聴）

### 3 出席者

#### (1) 委員

笈田信幸委員，川村幸治委員，畔柳章裕委員，小林克美委員，坂本慶一委員長，野坂鐵郎委員，春見静子委員，森長澄江委員，吉村悟委員（以上9人出席）

#### (2) 説明者，事務担当者

谷田判事補，齋藤事務局長，関民事首席書記官，高見刑事首席書記官，加藤総務課長，相原総務課課長補佐

### 4 議 事

#### (1) 新委員（坂本委員）紹介（小林委員長代行）

#### (2) 委員長の選任（小林委員長代行）

坂本委員を選任

#### (3) 委員長あいさつ

#### (4) 刑事裁判手続の説明（高見首席書記官）

#### (5) 刑事法廷傍聴

#### (6) 意見交換

テーマ「裁判員制度」（○：委員，□：事務担当者）

□ 裁判員制度の概略について高見刑事首席書記官から説明がなされた。

○ 裁判に国民の意見を取り入れるのが裁判員制度の目的ならば，二，三審にも導入するべきではないか。裁判員制度になると，量刑の重さ，情状酌量についてまとまりにくくなると思われ，上級審との間で隔たりができるのではないか。

□ 裁判員制度は，裁判に民主的意思を取り入れる，国民にわかり易い裁判を実施

する、裁判を迅速化する、ことが主な目的である。一審の判断については、上級庁もある程度尊重すると思う。

- 控訴審は、初めから裁判をやり直している訳でなく、一審を前提にして判断がおかしくないかどうかを検討するというシステムであるため、今後も一審の判断はある程度尊重されると思う。
- 裁判員は冷静に判断できるのか、情に流されるのではないか、それを克服しない限り上級庁の判断と隔たりができると思う。さらに法律の知識が乏しく、経験のない裁判員がちゃんと判断できるのか心配だ。
- 有罪や無罪が上級庁でひっくり返るようでは、裁判員の判断は何だったのかということになると思う。控訴審、上告審には裁判員をどうして導入しないのか。
- 導入については議論があったと思う。導入について、懐疑派と肯定派の落ち着きどころとして、とりあえず一審に限ってやってみようということになったと思う。今までは専門家だけの司法という面があったのを国民の意思を反映させたい、国民に身近なものにしたいということで決められたものである。とにかくやってみようということになったと思う。
- 一般市民が必ずしも量刑を軽くするとは思わない。裁判員と裁判官が評議を行い、その場で十分に議論を尽くすのであって、現在と極端に変わるとは思わない。
- 一般人の直感でやってもらっていいと思う。プロはどうしても経験で判断してしまうので主観的な部分があっても、そこに国民の意見が裁判に反映させられると思う。
- 今日の公判では、終結後15分くらいで判決を言い渡していたが、情報量が違っていると、裁判官と裁判員で同じような評議ができないと思う。事前に裁判員には資料が渡されるのか。
- 今日の裁判でも裁判官は法廷で出された証拠資料しか見ていない。確かに経験の差があり、裁判員に裁判官と同じレベルで考察して欲しいと言っても無理だと思う。検察官もできるだけわかりやすく説明していくのが、今後の課題だと思う。冒頭陳述書などは、朗読が始まる前に渡されると思う。

- 学校では、先生が裁判員に選ばれた場合に、学校の行事と重なったら、それを理由として辞退できるのかという話がされることがあるが、その点はどうか。
- それをやむを得ない事情に入るかどうかは、現段階では不明である。ただ、裁判員になる人はそういう事情を抱える人ばかりだと思うので、そのへんの調整は難しいと思う。
- 人を裁くのは難しいと思うし、被告人からの仕返しを考えるとちょっと嫌だと思う。
- 今日、公判を見てて思ったが、自分の感覚が人と同じかどうかという心配があり、責任は重大であるが、国民の義務だから裁判員になることも仕方ないかなと思う。

裁判員は無作為で選ばれると聞いたが、集まった裁判員のバランスが取れてないときに、何らかの調整を行うのか。

- 調整は行わない。
- 自分はやりたくないが、やる以上は国民の義務だと思う。中には事例も複雑なものもあるだろうし、審理日数的にも負担が重くなると思うと、自信はない。
- 裁判員制度が始まると、通常の裁判で2日くらい、長い事件で3～5日くらいかかり、連続して行われると思う。
- 裁判員の負担については、いろいろと検討されている。例えば、否認事件で、第1回期日を月曜の午前10時に行い、その週の金曜日判決を出すといったことが検討されている。
- 被告人の戦術で引き延ばすといったこともあるのではないか。
- 有罪無罪を争っているような事件では、短期集中でやる方がいいのかどうか、弁護士の間でも疑問が出ている。
- 今年の10月から公判前整理手続が開始されるが、公判前整理手続で論議が尽くされ、公判が開かれれば、すぐに裁判が終わるとというのが、裁判員制度の目指す方向である。裁判員は公判前整理手続には関与しない。
- 裁判員制度自体の広報としては、現在でも十分だと思う。今後は、国民の生活

レベルで制度が認識されるような状態に浸透するまでには時間がかかると思うので、それをどうやって定着させていくかが問題である。裁判員になると実際の生活が変わるのか。どんなかかわり方をするのか。そういう視点で広報をやっていくことが必要だと思う。現実として裁判制度自体があまり理解されていないと思う。普段の生活で法律を身近に意識している人はあまりいないと思う。

- 模擬裁判を体験してもらうなど、市民にも参加してもらいたい。先日も法曹三者が集まって模擬裁判を実施した。裁判員役は裁判所、検察庁、弁護士会の事務員が演じ、真剣な議論があったと聞いている。
- 裁判員が1週間に何日も裁判に出ることになると思うが、そういう点は、法制度上は考慮されると思う。
- 裁判員制度について前向きに考えて欲しい。中には、裁判員を体験することで、おもしろいと感じる人も出てくるかもしれない。
- 実際の裁判では、情状関係が問題になる事件が多く、裁判員制度が始まると2日で終わるような事件が多くなると思う。
- 評議は、結論が出るまで行われ、どうしても結論が出ないときは、多数決になる。ただし、多数意見には、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされている。
- 例えば、学校や職場などで、問題が発生したときに、裁判員のような人を決めて、お互いの立場の意見を聞いて、どちらが正しいかを決めるというようなシステムを構築することは可能か。
- 学校ではできると思う。
- 福井の弁護士会でも法教育には力を入れている。
- ライオンズクラブでも裁判員の講演会をやったことがあるが、正しいとか正しくないというのは、議論が難しいと思う。
- 互いに自分たちで自立できる社会を作っていくのは大切だと思う。
- 委員会のテーマについて、今回のように新しい制度について勉強するのもいいと思うが、福井の裁判所をどうやって良くするとか、県民に利用し易くするには

どうしたらいいかというなテーマを取り上げて欲しい。

- 「地方」というのは、ローカルというだけでなく、全国の一審裁判所という意味もある。また、裁判員制度は市民にも関心があると思う。

#### 【地裁委員を経験した感想】

- 勉強をさせてもらった。現在は、読者からの苦情を受け付ける部署にいるが、相談を受けたときに感じるのは、身に難題が降りかかると法律に頼ろうとするが、いざとなるとどこに相談していいかわからない。裁判所はやっぱり敷居が高いと思っている人が多いということである。
- 裁判所については、現実に見学してみて、思ったより明るいイメージであった。この委員会の委員には、もっと広い範囲の人を選任してはどうか。
- 検察庁でも見学をやっていて、裁判所や検察庁に縁がない方がいいと言っている方が多いが、裁判員制度が始まると、そうも言ってもらえないと思う。一般の人ががどういう見方をしているのかを聞いてよかったと思う。
- 法廷傍聴が出来て勉強になった。ただ、議論に参加して、委員として役目を果たし得たか疑問である。違う立場の人をもっと参加させた方が活動も伝わると思う。
- 縁がないと思っていたが、身近に感じることができた。これから学生が裁判員になることを考えると、大学としては、広報も含めて準備のために取り組んでいかなければならないと思う。教育者として何ができるか考えさせられた。
- 貴重な体験をさせてもらった。裁判員制度も案ずるより産むが易し、意外と順調にいくのではないかと思う。
- 法曹専門家以外の委員のお話を聞いて、私も勉強になり、考え直す機会になった。今後は、委員会の活動を一般の方々に広く知ってもらい、また、一般の方々からの意見や要望を吸収して委員会の審議に反映させるための手立てを検討したらどうか。また、委員経験者が、任期終了後も、OB会などの方法で引き続き裁判所をめぐる諸問題に関心を持てるような手立ても検討したらどうか。

#### 5 次回開催期日と意見交換のテーマ

未 定